

2025年2月28日

各位

会社名 ファーストアカウンティング株式会社  
代表者名 代表取締役社長 森 啓太郎  
(証券コード 5588 東証グロース)  
問合せ先 取締役 CFO 津村 陽介  
(TEL. 03-6453-0972)

### ストック・オプションの導入について

2025年2月28日開催の当社取締役会において、当社の取締役に対する報酬としてストック・オプション制度の導入に関する議案を、2025年3月27日開催予定の第9回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. スtock・オプションを導入する理由

取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず、株価変動によるリスクまでも株主の皆さまと共有することを目的として、当社の取締役に対してストック・オプション（新株予約権）を発行するものです。

#### 2. スtock・オプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬は、2017年1月23日開催の第1回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務役員の使用人給与は含まない）とご承認をいただいておりますが、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して年額120百万円（年1,200個）以内、社外取締役に対して年額12百万円（120個）以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、上記の報酬枠は、本定時株主総会の日から1年以内に限るものとします。

本議案における新株予約権を発行した場合の希薄化割合は最大約1.2%であり、その希薄化割合は軽微であることから、当該報酬等の内容は相当なものであると考えております。

なお、2025年2月26日時点における当社の潜在株式は827,480株（当該潜在株式数が発行済株式総数（自己株式数を除く。）に占める割合は約7.5%）であります。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当

を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

## (2) 新株予約権の総数

本総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は取締役(社外取締役を除く)に対し1,200個、社外取締役に対し120個を上限とする。ただし、本総会終結の日以後において、上記(1)に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

## (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後に株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記払込みすべき金額の調整を必要とするときは、行使価額をそれぞれ調整する。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

## (6) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、執行役員又は従業員が定年で退任又は退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限

りではない。

- ② 当社の取締役会が定める事業年度において、当社の業績が当社の定める一定の目標を達成しなければ新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を行使することができる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
  - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
  - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

なお、本定時株主総会終結の時以降、当社の幹部従業員に対しても上記のストック・オプションと同内容のストック・オプションを取締役会決議により割り当てる予定です。

また、上記のストック・オプションとは別に、当社の取締役及び幹部従業員に対して業績条件を付した有償ストック・オプションを取締役会決議により割り当てる予定です。

以 上